

財務省告示第百五十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十九年四月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年四月十九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第二十八回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十九号）第二条第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債の額は、額面金額で百十億円	額で百億八百五十五万円
			ついでには、額面金額で九億九千四百五十万円、平成十九年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律第二	額で百億八百五十五万円
			条第一項の規定に基づき発行する利付国債の額は、額面金額で百億八百五十五万円	額で百億八百五十五万円

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集の価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

百十億九千四百六十万円
 五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十九年四月二十日

額面金額百円につき百円八十六

銭 年一・七パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること
 ができる。
 平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.7}{2} \times 1$$

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五	十 四	十 三
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支 出	償 還 金 額 限	償 還 金 額 限	後 の 利 子
平 成 十 九 年 四 月 十 六 日	平 成 十 九 年 四 月 六 日 か ら 平 成 十 九 年 四 月 二 十 日	日 本 銀 行	日 本 銀 行	平 成 十 九 年 三 月 二 十 日	平 成 十 九 年 三 月 二 十 日	毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日 を 支 払 期 とし、 各 支 払 期 にお い て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利 子 を 支 払 う。